

# 第100期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時

## 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
日本橋ホール  
（日本橋高島屋三井ビルディング9階）

## 議案

### 会社提案（第1号議案から第5号議案まで）

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

### 株主提案（第6号議案から第8号議案まで）

- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 第7号議案 自己株式取得の件
- 第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件



株主各位

証券コード 3302  
2026年3月6日

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
帝国繊維株式会社  
代表取締役会長執行役員 白岩 強

## 第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第100期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.teisen.co.jp/ir/soukai.html>)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「帝国繊維」または証券コード「3302」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具



- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項について、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りしておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した当該書面をお送りいたします。なお、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。
  - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象書類の一部であります。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月27日（金曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等による議決権行使のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたしません。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第6号議案から第8号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いづれにも反対しております。詳細は24頁以降をご参照ください。

各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、会社提案には賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(議決権行使書用紙イメージ)

<b>議決権行使書</b> 帝国繊維株式会社 御中 私は、2026年3月27日開催の貴社第100期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。 2026年3月 日 当社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。また、書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 帝国繊維株式会社		株主番号	議決権行使個数					個		
		会社提案					株主提案			
第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案			
○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○			

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月26日午後5時までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書裏面に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにごアクセスし2026年3月26日午後5時までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はございません。

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

(ご注意) 当社取締役会は株主提案に反対です。会社提案に賛成いただける場合は、会社提案の「賛」の欄に○、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

帝国繊維株式会社

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

### <会社提案>

第1号・第3号・第4号・第5号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号をご記入ください。

### <株主提案>

第6号・第7号・第8号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

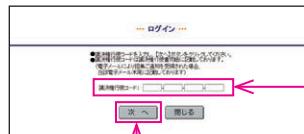
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

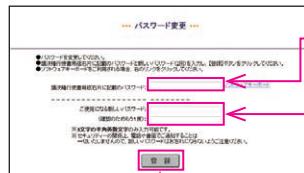
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を併せて図る方針としております。

第100期の期末配当につきましては、業績の上伸を反映させ、普通配当を5円増配して1株当たり55円といたしたいと存じます。

収益力の持続的拡大に向け、引き続き取り組んでまいります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>55円</b> 配当総額 <b>1,438,989,640円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月30日

## 第2号議案

## 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)			
1	しらいわ 白岩	つよし 強	代表取締役 会長執行役員 最高経営責任者（CEO）	再任	
2	ますたに 榘谷	とおる 徹	代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者（COO）	再任	
3	おかむら 岡村	たつる 建	取締役 副社長執行役員 経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当	再任	
4	なかお 中尾	とおる 徹	取締役 常務執行役員 防災統括部 送排水システムグループ部長	再任	
5	なりた 成田	のぶこ 信子	社外取締役	再任	社外 独立
6	にし 西	まさのり 正典	日本生命保険相互会社 特別顧問	新任	社外 独立
7	くぼた 久保田	まさはる 雅晴	日本航空(株) シニアフェロー	新任	社外 独立

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しらいわ  
白岩

つよし  
強

(1946年9月25日生) / 男性

#### 略歴、当社における地位、担当

1969年 4月	㈱富士銀行入社	2003年 4月	当社専務取締役
1990年 5月	同行北九州支店長	2007年 2月	当社取締役副社長
1992年 6月	当社理事	2012年 3月	当社代表取締役社長COO
1993年 4月	当社理事管理部門長	2020年 3月	当社代表取締役社長CEO
1998年 4月	当社理事管理部門長兼官特需部門長	2021年 3月	当社代表取締役会長CEO
1999年 3月	当社取締役管理部門長兼官特需部門長	2022年 3月	当社代表取締役会長 執行役員CEO (現任)
2001年 3月	当社常務取締役		

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

白岩 強氏は、当社管理部門及び営業部門の要職を歴任後、2012年から2020年にかけて当社代表取締役社長を経て、2021年に代表取締役会長に就任し、企業経営者として豊富な経験をもとに当社グループの成長に貢献してまいりました。これらの経験及び実績並びに当社グループ事業に関する幅広い知識を有し、当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



再任

所有する当社の株式の数

40,900株

候補者番号

2

ますたに  
榎谷

とおる  
徹

(1948年7月26日生) / 男性

#### 略歴、当社における地位、担当

1975年 4月	当社入社	2020年 3月	当社取締役副社長
1999年 4月	当社防災統括部長	2021年 3月	当社代表取締役社長COO
2004年 4月	当社理事	2022年 3月	当社代表取締役社長 執行役員COO (現任)
2007年 3月	当社取締役防災統括部長		
2015年 3月	当社常務取締役 防災事業全般 防災統括部長		

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

榎谷 徹氏は、当社営業部門の要職を長く歴任後、現在は当社代表取締役社長を務めています。当社グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有し、これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



再任

所有する当社の株式の数

25,100株

候補者番号

3

おかむら

岡村

たつる

建

(1964年3月26日生) / 男性

## 略歴、当社における地位、担当

1987年 4月	株富士銀行入社	2018年 3月	当社取締役経営企画部長
2012年 4月	株みずほ銀行企業戦略第二部長	2019年 3月	当社常務取締役経営企画部長
2016年 6月	当社理事	2021年 3月	当社取締役副社長
2017年 4月	当社経営企画部長	2022年 3月	当社取締役副社長執行役員 (現任)

## 重要な兼職の状況

## 取締役候補者とした理由

岡村 建氏は、金融機関出身者としての豊富な経験を有し、当社入社後も管理部門および営業部門を担当し、現在は当社経営全般を補佐するなど、企業経営に関する知見を有しております。これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

なかお

中尾

とおる

徹

(1966年7月11日生) / 男性

## 略歴、当社における地位、担当

1990年 4月	当社入社	2019年11月	当社取締役防災統括部送排水システムグループ部長
1996年 5月	帝商株 出向	2020年 3月	当社常務取締役防災統括部送排水システムグループ部長
2010年 4月	同社防災部長	2022年 3月	当社取締役常務執行役員 防災統括部送排水システムグループ部長 (現任)
2011年 3月	同社取締役防災部長		
2014年 3月	当社防災統括部付部長		
2017年 3月	当社取締役防災統括部市場開発グループ部長		

## 重要な兼職の状況

## 取締役候補者とした理由

中尾 徹氏は、当社営業部門の要職を長く歴任し、当社グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有しております。これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



再任

所有する当社の株式の数

3,400株



再任

所有する当社の株式の数

12,500株

候補者番号

5

なりた のぶこ  
成田 信子

(1947年9月4日生) / 女性

**略歴、当社における地位、担当**

1972年 4月	検察官任官・法務省訟務部 部付 検事	1981年 8月	東京青山法律事務所（現ペーカー & マッケンジー法律事務所）入所
1973年 3月	札幌法務局訟務部 部付検事	1995年10月	同 パートナー就任
1976年 3月	東京法務局訟務部 部付検事	2010年12月	同 パートナー退任
1981年 1月	名古屋法務局訟務部 部付検事	2023年10月	同 退所
1981年 5月	検察官退官	2024年 3月	当社社外取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

—

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

成田信子氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、検事および弁護士として豊富な経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、当該見識を活かした客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただいと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員長として取締役候補者の選定や報酬等の答申について主導いただく予定です。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



再任

社外

独立

所有する当社の株式の数

600株

候補者番号

6

にし まさのり  
西 正典

(1954年3月18日生) / 男性

**略歴、当社における地位、担当**

1978年 4月	防衛庁入庁	2015年10月	同省防衛大臣政策参与
1981年 8月	防衛省経理装備局長	2016年 3月	日本生命保険相互会社特別顧問 (現任)
2011年 8月	同省防衛政策局長		
2013年 4月	同省防衛事務次官		

**重要な兼職の状況**

日本生命保険相互会社特別顧問

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

西正典氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、防衛省事務次官をはじめとする要職を歴任し、安全保障、危機管理、情報セキュリティ対策等に関する高度な専門知識と幅広い見識を有しており、当該見識を活かした客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただくと判断し、取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員として取締役候補者の選定や報酬等の答申について関与いただく予定です。



新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

— 株

候補者番号

7

くぼた まさはる  
久保田 雅晴

(1964年8月8日生) / 男性

**略歴、当社における地位、担当**

1988年4月	運輸省入省	2021年7月	同省航空局長
2017年7月	国土交通省航空局ネットワーク部長	2023年12月	当社顧問
2019年7月	同省大臣官房総括審議官	2026年1月	日本航空㈱シニアフェロー(現任)
2020年7月	同省大臣官房公共交通・物流政策審議官		

**重要な兼職の状況**

日本航空㈱シニアフェロー

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

久保田雅晴氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、国土交通省航空局長をはじめとする要職を歴任し、航空安全、空港政策、国際空港行政等、高度な専門知識と豊富な行政経験を有しており、当該見識を活かした客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員として取締役候補者の選定や報酬等の答申について関与いただく予定です。



新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 成田信子氏、西正典氏および久保田雅晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、成田信子氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。西正典氏、久保田雅晴氏の選任が承認された場合も、両氏を独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、成田信子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。西正典氏、久保田雅晴氏の選任が承認された場合も、両氏と同様の契約を締結する予定です。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の、取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営	営業・ マーケティング	グローバル	財務 ・会計	生産・ 技術・IT	法務・ ガバナンス	人事 ・労務
白岩 強	代表取締役 会長執行役員	○	○	○	○		○	○
榎谷 徹	代表取締役 社長執行役員	○	○	○		○		
岡村 建	取締役 副社長執行役員	○	○		○		○	○
中尾 徹	取締役 常務執行役員		○			○		
成田 信子	取締役（社外）			○			○	
西 正典	取締役（社外）			○	○		○	○
久保田 雅晴	取締役（社外）			○			○	○

## 第3号議案

# 監査役1名選任の件

監査役山口和良氏は本総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

きくの ともやす  
菊野 智康

(1966年7月7日生) / 男性

### 略歴、当社における地位

1989年4月	安田信託銀行(株)入社	2022年4月	日本株主データサービス(株)副社長
2013年1月	みずほ信託銀行(株)浜松支店長		みずほトラストオペレーションズ
2014年4月	同行営業店業務部長		(株)取締役社長
2016年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ 営業店業務部副部長	2024年4月	日本株主データサービス(株)代表取 締役社長
2017年4月	みずほ信託銀行(株)執行役員福岡支 店長	2026年3月	当社顧問(現任)
2020年4月	同行執行役員本店営業部長		

### 重要な兼職の状況

—

### 監査役候補者とした理由

菊野智康氏は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の常勤監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 菊野智康氏は新任候補者であります。  
3. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に更新をする予定です。本議案において菊野智康氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです(但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外)。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。



新任

所有する当社の株式の数

一株

## 第4号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

磯貝

剛

(1963年8月6日) / 男性

所有する当社の株式の数

一株

## 略歴、当社における地位

1988年4月	シティバンク・エヌ・エイ入社	2004年10月	新日本監査法人入社(現EY新日本有限責任監査法人)
1993年10月	太田昭和監査法人入社	2009年7月	同社パートナー就任
2000年5月	ピープルソフトジャパン(株)管理本部長兼経営企画部長	2025年6月	同社退社
2002年1月	(株)東証コンピュータシステム企画室長	2025年7月	磯貝剛公認会計士事務所開設(現任)

## 重要な兼職の状況

磯貝剛公認会計士事務所 公認会計士

## 補欠監査役候補者とした理由

磯貝剛氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、監査法人における豊富な経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、当社の監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 磯貝剛氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 磯貝剛氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。磯貝剛氏が監査役に就任した場合には、同氏は役員等賠償責任保険契約の被保険者になります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです(但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外)。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

# 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会において当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。)及び執行役員(以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「現行BBT制度」といいます。)の導入についてご承認いただき、今日に至っております。(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)

本議案は、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用するとともに、取締役等の在任中に株式を付与することによって、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、現行BBT制度を改定し、退任までの間の譲渡制限を付した上で株式を給付する「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」といいます。)へ移行することについて、ご承認をお願いするものであります。

上記の目的、及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(後掲)とも合致していることに鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2017年3月30日開催の第91期定時株主総会および2022年3月30日開催の第96期定時株主総会においてご承認をいただきました、取締役の報酬額(年額600百万円以内(うち社外取締役年額50百万円以内)。ただし、使用人分給与は含みません。))とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

なお、本改定にかかわらず、現行BBT制度に基づき、2026年3月末までに取締役等に付与されるポイントに基づく当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)の給付は、原決議に従い、従前どおり、原則として取締役等の退任時に行うことといたします。本議案をご承認いただき、本改定を実施した後は、現行BBT制度は閉鎖型となり、以後、現行BBT制度に基づく取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、現行BBT制度及び本制度に基づき設定される信

託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める譲渡制限付役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。この包括的譲渡制限契約の締結により、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該株式の給付を受けた取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役(社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。)及び執行役員

#### (3) 信託期間

2022年5月から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、譲渡制限付役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

#### (4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時(2022年5月)に、2022年12月末日で終了した事業年度を対象として、604百万円を本信託に拠出してあります。その後、2023年5月に111百万円、2025年8月に392百万円を本信託に追加拠出してあります。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に関する信託として存続するものとしたします。本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2026年12月末日で終了する事業年度(以下「BBT-RS当初対象事業年度」といいます。)及びその後の各事業年度を対象として、現行BBT制度を本制度に改定します。なお、取締役等への当社株式等の給付を行うため、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することとしたします。

また、BBT-RS当初対象事業年度経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として事業年度ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの事業年度に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の事業年度における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとしたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり139,350ポイントであるため、各事業年度について本信託が取得する当社株式数の上限は139,350株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、譲渡制限付役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、66,840ポイントを上限とします。執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、72,510ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」の特定の割合に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受け、残りの確定ポイント数に対応する当社株式については、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合は、給付を受ける権

利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、譲渡制限付役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、譲渡制限付役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### （10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、譲渡制限付役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記

（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 取締役等に給付される当社株式に係る包括的譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ①譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

## ②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

## ③譲渡制限の解除

取締役等が、当社における取締役等たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

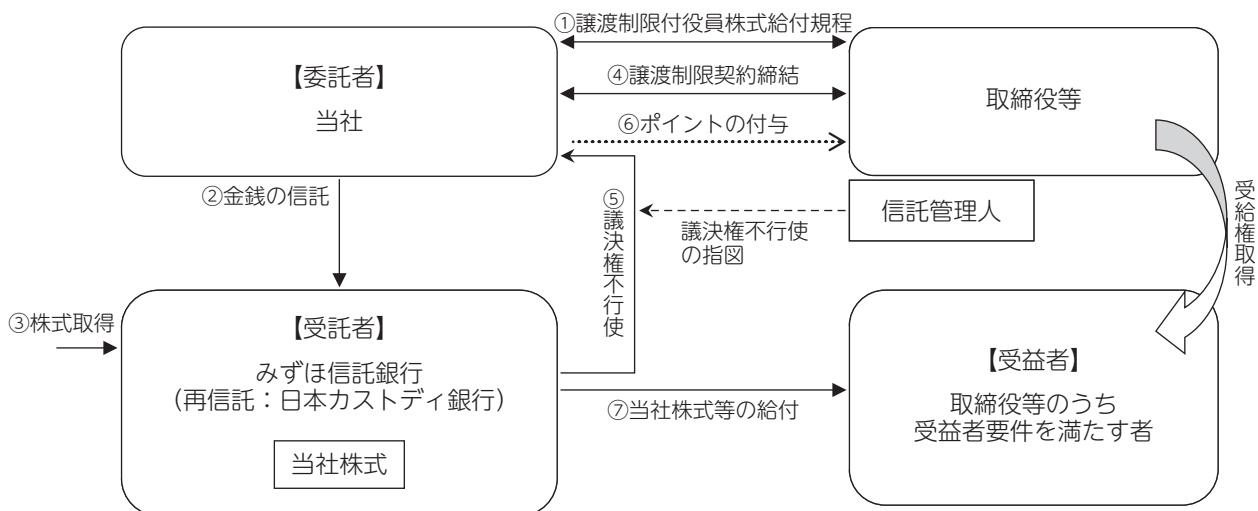
## ④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

## <ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「譲渡制限付役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨の条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 当社は、譲渡制限付役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち譲渡制限付役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数の特定の割合に応じた当社株式を給付します。また、残りのポイント数に対応する当社株式について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付が行われることとなります。

<ご参考：本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

## 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### 1.基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託から構成するものといたします。なお、社外取締役に關しては、基本報酬のみの支給といたします。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、毎月支給する定例給与とし、各取締役の職責や役位に応じて支給いたします。

3.業績連動報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与につきましては、連結営業利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として、総支給額を決定し、各取締役の職責や役位に応じて、毎年一定の時期に支給いたします。非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度としての株式給付信託につきましては、取締役の報酬と会社業績及び株式価値との連動性をより明確することを目的として導入いたしました。連結営業利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として役位ごとに算出されたポイントを毎年一定の時期に付与し、ポイントの一定割合に応じた譲渡制限付株式を毎年一定の時期に支給し、ポイントの残りの割合に応じた金銭は取締役の退任時に支給いたします。なお、各取締役と譲渡制限契約を締結することにより、当該取締役の退任までの間、支給された株式の譲渡等による処分が制限されることとなります。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式給付信託から構成される業績連動報酬の割合は概ね50：50の水準といたします。

5.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長が、決定いたします。

以 上

## < 株主提案（第6号議案から第8号議案まで） >

第6号議案～第8号議案は、株主様からのご提案によるものであります。  
取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対しております。  
なお、議案の要領および提案の理由は、原文のまま記載しております。

### 第6号議案

## 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

#### (1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第93回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち、社外取締役については12百万円以内）とすること、2022年3月30日開催の第91回定時株主総会において、社外取締役の報酬限度額を50百万円以内とすること、同定時株主総会において、株式給付信託制度が承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記株式給付信託制度に代えて、対象取締役に対し、新たに年額600百万円以内（うち、社外取締役については50百万円以内）、付与株式数の上限150,000株（うち、社外取締役については12,500株）の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給基準、支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

#### (2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を、社外取締役を含めた当社の全取締役とすべきと考えます。取締役と株主との価値共有を図るためには、取締役の在任中に、効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで株式報酬が付与される必要があり、より短期間で一定規模の譲渡制限株式が付与される必要があります。

そこで、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とした上で、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。

## 【当社取締役会の意見】

### 取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託制度（BBT（＝Board Benefit Trust））（以下、「現行BBT制度」といいます。）から構成されております。現行BBT制度に関しましては、本定時株主総会に、現行BBT制度を改定し、取締役の在任中に株式を付与し退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「BBT-RS制度」といいます。）へ移行する議案を上程しております。なお、社外取締役に關しては、基本報酬のみの支給としております。また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役に構成される指名報酬委員会を設置しており、上記の報酬体系及び本定時株主総会にBBT-RS制度へ移行する議案を上程することについても、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、決定しております。

本株主提案では、株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度の導入が提案されております。しかしながら、上記のとおり、当社は2022年3月開催の定時株主総会にてご承認いただいた後、現行BBT制度を導入し、さらに本定時株主総会において、BBT-RS制度へ移行する議案を上程しております。BBT-RS制度は、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用するとともに、取締役の在任中に株式を付与することによって、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであり、取締役と株主の皆様との価値共有は十分図られていると考えております。また、本株主提案では、株式給付信託制度に代えて、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与し、固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与するものとされております。しかしながら、当社は、基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式報酬（株式給付信託（本定時株主総会において移行する予定であるBBT-RS制度も含む）から構成される業績連動報酬の割合は、株主との利害共有、企業価値の継続的な向上を目的として、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、当社取締役会において概ね50：50とすることを決定しております。本株主提案の内容は、基本報酬、業績連動型としての賞与及び株式報酬のバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。さらに、本株主提案では、社外取締役に對しても、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されています。しかしながら、上記のとおり、当社は社外取締役に對しては業務執行から独立した立場で経営の監視・監督を担う役割を期待しており、これらの者に対して業績に連動するインセンティブを付与するこ

とは適切でないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

## 第7号議案

# 自己株式取得の件

### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,758,440株、取得価額の総額金11,033,760,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由

当社の業績や株価を意識した施策を反映して、当社の株価は2025年の間順調に伸びています。また、当社が2025年2月14日の取締役会で、500,000株の自己株式取得を決議し、同年2月17日に実行したことは一定の評価に値するものです。しかし、当社は約167億円の現金に加えて約310億円もの政策保有株式を抱えており、資本効率が不十分です。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

### 【当社取締役会の意見】

#### 取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、2026年2月13日に公表した中期経営計画「テイセン2028」(以下、「中期経営計画」)でお知らせした中長期的な方針に基づき、成長投資と株主還元のバランスを意識しつつ経営資金を配分することによって、企業価値向上に取り組んでおります。まず、成長投資につきましては、中期経営計画でお示ししたとおり、2024年からの5年間の投資枠200億円を設定しており、かかる投資枠内におけるM&Aのほか、人的投資、システム・DX投資、研究開発投資、更新投資の実効性を高めることにより、ROEと企業価値の向上を企図しております。また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、総還元性向50%以上を目標とし、株主還元の拡充と安定的な配当を継続的に実施してまいります。この方針に基づき、自己株式の取得については利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら機動的に行ってまいります。なお、当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、株式総数500,000株、取得価額11億7千万円の自己株式の取得を実施いたしました。本株主提案では、1年以内での株式総数2,758,440株、取得価額総額110億33百万

円を限度とする自己株式の取得が提案されておりますが、短期的にはROEを向上させるものであるとしても、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものとは言えないと考えております。また、当社が保有する政策保有株式に関しては、中長期的な観点でこれを活用することが当社の企業価値向上に資するものと考えております。当社は、利益配分に関する上記の方針に基づき、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたしません。現在、防災庁の設置が予定され、また今後5年間にわたる第一次国土強靱化実施中期計画が策定されるなど、官民を挙げて防災に向けた取組みが強化されています。当社としても、今後起こりうる巨大地震、益々激しさを増す風水害などの自然災害に備えた防災事業の深化・拡大を推進し、さらに環境変化・技術革新の対応・活用を通じ、我が国の防災対応力強化への貢献を通じ、事業領域を拡大し、収益力の持続的拡大に取り組んでまいります。

## 第8号議案

# 社外取締役の員数に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第20条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第20条 当会社に取締役17名以内を置く。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第20条 当会社に取締役17名以内を置く。 <u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレート・ガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役7名のうち社外取締役は3名となっており、3分の1以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらずと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締

役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

### 【当社取締役会の意見】

#### 取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名報酬委員会での審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。当社では、企業経営、営業・マーケティング・業界知識、技術・研究開発・生産、財務・会計及び法務・コンプライアンスを、当社の企業価値の持続的な向上に向けた取締役会の監督機能の発揮に資するスキルとしております。本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案（社外取締役を含みます）をご承認いただきますと、取締役会の構成は、7名中3名が独立社外取締役、女性が1名となり、コーポレートガバナンス・コードにおける3分の1以上の要件は充たしております。取締役候補者（社外取締役を除きます）4名はいずれも当社事業に精通しているとともに、それぞれ営業・マーケティング・業界知識、技術・研究開発・生産、財務・会計、法務・コンプライアンスの知識・経験を持ち専門性を有しており、企業価値向上に向けた適切な管理・監督機能を発揮するスキル・経験を有しております。また、社外取締役である取締役候補者3名は、全員が独立社外取締役であり、官庁出身者（2名）、弁護士（1名）の構成であり、それぞれが専門知識と様々な経験を踏まえた卓越した経営感覚を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しており、豊富な知識・経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、率直・活発に適切な意見が述べられる候補者となっております。以上のように、現在の取締役会の構成のもとで、経営監視機能は発揮され、また、持続的な成長と企業価値向上に向けたガバナンスの有効性は十分確保されておりますので、必ずしも社外取締役を過半数とすることが必須とは考えておりません。加えて、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役候

補者の人選に当たっての柔軟性を損なうものであり、結果として取締役会の最適な構成や実効性向上の妨げとなるおそれもあると考えます。したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
33,639百万円	4,055百万円	5,308百万円	3,742百万円
前期比 6.9% ↗	前期比 17.2% ↗	前期比 16.6% ↗	前期比 15.0% ↗

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続きインフレの高止まりが消費マインドを下押しした一方、企業の積極的な賃上げが景気を下支えするとともに、新政権の経済財政政策の効果もあり、日経平均株価は史上最高値を更新するなど、日本経済は長い低迷から脱却しつつあるかに見えます。然しながら、大幅な円安の状況や、米国トランプ政権の関税政策による経済全体への影響に加え、同政権の対外政策によって、ロシア・ウクライナ情勢やイランなどの中東情勢のみならず、更なる国際情勢の不透明化が懸念されており、先行きの予測が極めて困難な状況が続いております。

防災事業とその関連分野においては、多発化する大規模山林火災に加え、毎年のように発生する水害の被害についても、北海道で観測史上初の線状降水帯が発生するなど、気候変動による異常気象がもたらす各種災害は多発化・激甚化・多様化の一途を辿っております。なお、2024年8月に発表された「南海トラフ地震臨時情報」や、12月に青森県東方沖で発生した地震に伴う「後発地震注意情報」の発表を受けて、大規模地震や津波の脅威が迫っていることも改めて認識することとなりました。更に、埼玉県八潮市の道路陥没事故に見る如く、インフラ老朽化対策についても喫緊の課題となっております。尚、10月からの高市政権においては、「防災・国土強靱化」に対する取組みが戦略17分野の一つとして重要な成長投資対象分野に位置づけられ、今後、官民挙げての防災に対する体制整備の進展が期待されております。

また、AI・ロボティクス等の新技術の汎用化に伴い、企業を標的としたサイバー攻撃対策に加え、人の入退室管理、持込持出管理の強化など、今後、民間企業においても自然災害のみならず、セキュリティ分野を含めたBCP策定もしくは見直しへの取組み強化が急務となっております。

繊維事業の分野では、リネン（麻）については気候変動の影響による不作が続き原料価格が高止まりしている一方で、猛暑期間の長期化による需要の拡がりが進んでおり、「サステナブル素材」に加えて「オールシーズン素材」としてもイメージ定着を図るべく、他素材との複合等により多様なニーズに対応した商品開発を進めてまいります。また、耐熱、耐切削、高強度など優れた機能の特徴とする高機能繊維につきましては、従来からの防護服分野におい

では酷暑対策等の環境変化を踏まえた製品の改善・改良を引き続き進めるとともに、高機能な素材の特徴を活かし、モバイルバッテリー火災などの社会課題を解決するための新規商材の開発にも鋭意取り組んでまいります。

このような状況下、2023年度より「テイセン未来創造計画」をスタートさせ、2023年度からの3年間で第1フェーズと位置づけ、第1フェーズにおける中期経営計画「テイセン2025/未来への基盤作り」では、

◀ **先進的防災事業を確立・発展させ**

**多発化・激甚化・多様化する各種災害の脅威から**

**社会や事業の安心・安全を守る** ▶

を旗印に、以下のテーマを推進し、防災ビジネスの拡がりや深みを追求してまいりました。

### **1. 市場開拓の強化と圧倒的市場競争力の確立**

- (1) 送排水ビジネスの拡大
- (2) セキュリティビジネスの開拓
- (3) 防災特殊車輛ビジネスの創造
- (4) メンテナンス業務の事業化
- (5) 基盤事業(ホース・機材・車輛・防火衣)の一層の磨き上げ

### **2. 営業を支える下野・鹿沼両工場の機能拡充・強化**

- (1) コスト・品管センターとしての役割徹底
- (2) 技術・開発センターとしての能力強化
- (3) 教育、訓練、実証実験等の幅広い分野での施設充実と活用

### **3. 持続的収益力の強化**

新たな事業基盤の獲得による収益基盤の強化

当連結会計年度では、中期経営計画に掲げたテーマである送排水ビジネスについて、水害対策での hidro サブシステムの全国地方自治体への導入が拡大するとともに、民間事業所のBCP対策用途としても市場での評価が益々高まっております。セキュリティビジネス分野では、インバウンドの増加や国際貨物の取扱量拡大に伴うボディスキャナーや爆発物検知器などのテロ対策商材の導入が進むとともに、空港以外の重要施設におけるセキュリティニーズにも対応した商材の開発に取り組んでおります。更に、次世代型防災特殊車輛の開発をはじめ、消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野でも市場でのプレゼンスはますます高まっております。

生産体制については、2021年に新設した防災車輛の製造拠点である下野工場、ならび2023年にホース生産新ラインが稼働開始した鹿沼工場は、当事業を製造拠点として支えるとともに、教育・訓練・実証実験等、営業を支える技術集約拠点とすべく機能の拡充強化に努めております。

その結果、当連結会計年度の売上高は、336億3千9百万円（前期比6.9%増）、営業利益は40億5千5百万円（同17.2%増）、経常利益は53億8百万円（同16.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億4千2百万円（同15.0%増）となりました。

	第99期 (2024年12月期)	第100期 (2025年12月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	31,481	33,639	2,158	6.9%増
営業利益	3,459	4,055	595	17.2%増
経常利益	4,553	5,308	754	16.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	3,253	3,742	489	15.0%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

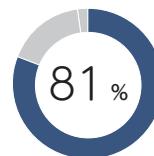
## 防災事業

防災事業では、救助工作車、セキュリティ機材や原子力発電関連の大型防災資機材の売上が増加したことから、売上高は272億5千7百万円と前期に比べ22億6千9百万円増加しました。

### 売上高

27,257百万円

前期比 9.1%増



### 事業内容

- ホース** 消防ホース（キンパイホース）・消防用ホース・消火栓用ホース・送水用ホース・大口径ホースなど
- 防災資機材** 救助器具・探索機器・警報器具・CBRNE関連機器など
- 車輛** 救助工作車・その他特殊車輛など
- 消防被服・防護服** 防火衣・救助服・防護服など

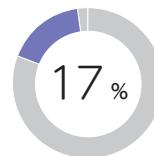
## 繊維事業

繊維事業では、官公庁向け繊維資材の売上が増加した一方で、アパレル向けの麻素材の売上が減少したことから、売上高は58億3千5百万円と前期に比べ8千7百万円減少しました。

### 売上高

5,835百万円

前期比 1.5%減



### 事業内容

- 麻製品（糸・生地）** 純麻糸・織物（テイセリネン）・麻テトロン混紡糸・織物（リネトロン）・その他混紡糸など
- 特殊機能繊維製品** 高強度・難燃繊維（アラミド繊維）  
導電性繊維（エレクティ）など

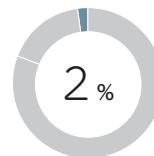
## 不動産賃貸事業・その他

不動産賃貸事業は順調に推移しており、売上高は5億4千6百万円となりました。なお、その他は保険代理業務であり、前期に事業譲渡しております。

### 売上高

546百万円

前期比 4.0%減



### 事業内容

- 大垣・鹿沼ショッピングセンターなどの不動産賃貸事業、その他

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6億1千万円で、鹿沼工場のホース生産設備の増強や販促用機材に係る投資などを行いました。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

## (3) 対処すべき課題

当社は2023年度より、当社グループが防災業界におけるリーディングカンパニーへの進化を目指すための10年間に亘る計画として「テイセン未来創造計画」をスタートさせました。本計画では、「人を創る」「仕事を創る」「企業文化を創る」をテーマに掲げ、「防災のテイセン」としての未来を切り拓き、世界に通用する防災企業として、名実ともに、社会及びステークホルダーの皆様から絶対的な信任をいただくことを目指しております。

2026年度からの2028年度における新中期経営計画「テイセン2028」では、第1フェーズである前中期経営計画「テイセン2025／未来への基盤づくり」での成果を土台に、当社グループが「成長・発展」に向かうための第2フェーズとして、

### 《先進的防災事業を確立し 安心安全な未来を創る》

ことをミッションとして掲げ、その実現に向けた取組みを推進してまいります。

#### 数値目標

2028年度における連結営業利益水準	58億円以上
2028年度における連結経常利益水準	70億円以上

新中期経営計画「テイセン2028」においては、テイセン未来創造計画の最終年度である2032年度に掲げた業績水準に到達するためにも、計画最終年度の2028年度において着実な進展を示す収益水準の達成を目指します。株主還元施策としては総還元性向50%水準を目指して運営してまいります。

また、これらの達成に向け、本計画では以下に掲げた戦略テーマの完遂を通じ、着実な収益拡大と企業価値の向上に取り組んでまいります。

## 1. 市場創造と圧倒的市場競争力の確立

- (1)自治体・コンビナート・原子力向け送排水ビジネスの拡大
- (2)セキュリティビジネスのマーケット開拓
- (3)次世代型防災特殊車輛マーケットの創造
- (4)基盤事業（ホース・機材・車輛・消防被服）の拡大・発展

## 2. 営業を支える下野・鹿沼両工場の革新

- (1)「製造拠点」から「技術集約拠点」への脱皮
  - ・技術・開発機能の強化
  - ・コスト・品質管理機能の強化と定着
  - ・教育・訓練・実証実験等の機能を備えた施設の充実

## 3. アライアンスによる収益機会の創出

それぞれの戦略テーマの具体的な実行プランは以下の通りです。

### 1. 市場創造と圧倒的市場競争力の確立

#### (1) 自治体・コンビナート・原子力向け送排水ビジネスの拡大

前中期経営計画「テイセン2025」にて市場開拓を進めた送排水ビジネスについては、デモ等営業活動の徹底強化策が結実し、当社の取り扱う「ハイドロサブシステム」が、各分野における「防災・危機管理対応システム」として広く認知されつつあります。かかる状況を踏まえ、今後は特に多発化・激甚化・多様化する水害や山林火災への対処に向けた、国及び地方自治体に対する展開を加速するとともに、民間事業所におけるBCP対策等、更なる用途展開・拡販に向けても引き続き注力してまいります。

#### (2) セキュリティビジネスのマーケット開拓

前中期経営計画「テイセン2025」では、コロナ禍終息後のインバウンド拡大や、ロシア・ウクライナ情勢等、地政学的リスクの増大に伴う社会不安に起因する各種事件・事故が増加していることに加え、最近の人手不足対策の必要性からも、これまで以上に空港をはじめとした重要施設等において、高性能なセキュリティ機材のニーズが拡大し、マーケット開拓が着実に進展しております。新中期経営計画においても、鉄道や大規模集客施設等いわゆるソフトターゲットのテロ対策や、物流施設における盗難・不正などによる損失を防ぐ「ロスプリベンション」対策、データセンターなど高度なセキュリティが求められる施設等の需要に対し最新鋭の機材を提案することで、広範なセキュリティニーズを取り込み、セキュリティビジネスのマーケット開拓を鋭意進めてまいります。

#### (3) 次世代型防災特殊車輛マーケットの創造

前中期経営計画「テイセン2025」においては、災害の多様化、技術革新及び省人化ニーズに対応し、新たな価値を提供する次世代型防災特殊車輛の企画・設計・開発・製造に取組んでまいりました。当社グループは、新中期経営計画においてもこの取組みを更に加速し、市場ニーズを踏まえつつ、防災の将来の在り方を見据えた新型車輛の開発や商材の充実に注力し、引き続きマーケット創出に邁進してまいります。

#### (4) 基盤事業（ホース・機材・車輛・消防被服）の拡大・発展

消防ホース、防災資機材、防災車輛、消防被服事業はそれぞれ当社グループの基盤事業であり、消防防災分野全般においてのトップサプライヤーの地位を確たるものとするべく、市場ニーズや環境変化に対応した新製品・新材の開発による市場の拡大・発展に努めてまいります。

### 2. 営業を支える下野・鹿沼工場の革新

前中期経営計画期間中、当社グループの生産拠点としての鹿沼・下野両工場においては、品質維持・向上と製造コスト低減を実現するため、「5S3定」等の基本に立ち返った工場品管の再構築に取り組み、一定の成果を得ることができました。新中期経営計画では「コスト・品質管理機能の強化と定着」はもちろんのこと、技術・開発機能を徹底して強化し、「製造拠点」から「技術集約拠点」への脱皮を目指します。

また、特に下野工場においては、消防関係者のみならず、防災に携わる広範なニーズに応え、様々な技術や情報を提供することが出来るよう、これまで以上に教育・訓練・実証実験等の機能を備えた施設の充実を図ってまいります。

### 3. アライアンスによる収益機会の創出

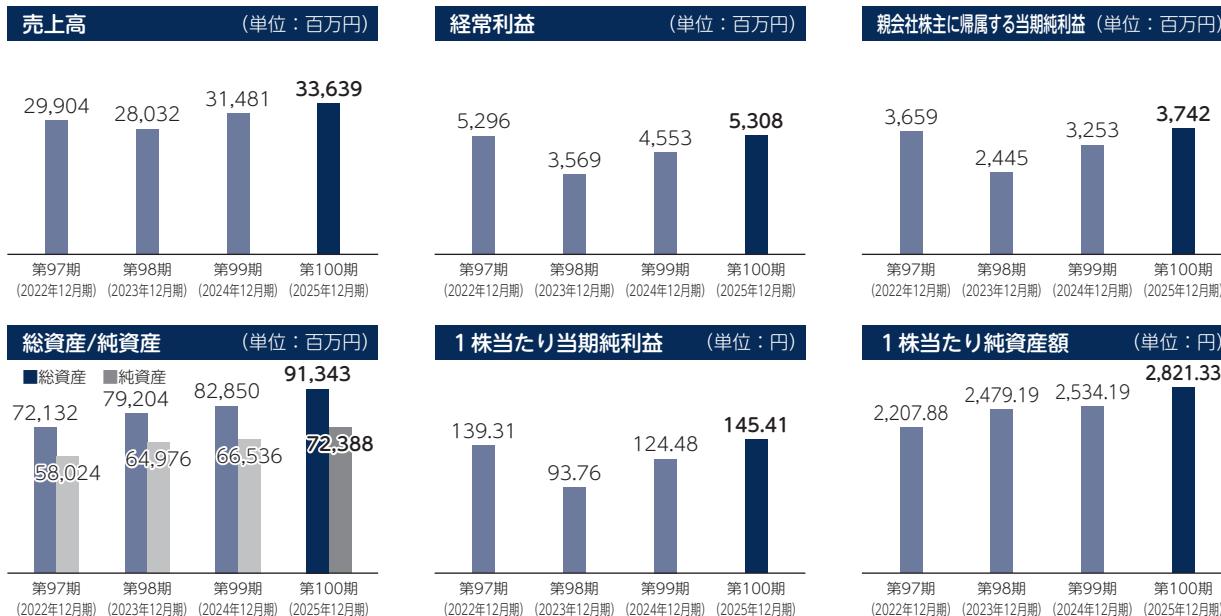
当社グループは、祖業である繊維事業についてはリネン（麻）および高機能な特殊繊維に絞り事業を継続しつつ、約30年前からは防災事業を中核に据えることで、収益力の強化と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

「テイセン2028」においては防災分野のマーケットの開拓・拡大・深化による収益力強化に引き続き取り組んでいくとともに、テイセン未来創造計画の最終年、2032年度までには、更なる事業規模の拡大・収益基盤の充実を図るべく、アライアンス強化に向けた取組みを進めてまいります。

何卒株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (4) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移



		第97期 (2022年12月期)	第98期 (2023年12月期)	第99期 (2024年12月期)	第100期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(百万円)	29,904	28,032	31,481	33,639
経常利益	(百万円)	5,296	3,569	4,553	5,308
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,659	2,445	3,253	3,742
1株当たり当期純利益	(円)	139.31	93.76	124.48	145.41
総資産	(百万円)	72,132	79,204	82,850	91,343
純資産	(百万円)	58,024	64,976	66,536	72,388
1株当たり純資産額	(円)	2,207.88	2,479.19	2,534.19	2,821.33

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 当社は、第97期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。

## ② 当社の財産および損益の状況の推移

## 売上高 (単位：百万円)



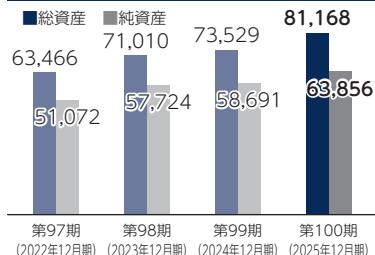
## 経常利益 (単位：百万円)



## 当期純利益 (単位：百万円)



## 総資産/純資産 (単位：百万円)



## 1株当たり当期純利益 (単位：円)



## 1株当たり純資産額 (単位：円)



	第97期 (2022年12月期)	第98期 (2023年12月期)	第99期 (2024年12月期)	第100期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(百万円) 23,359	21,235	23,787	26,428
経常利益	(百万円) 5,097	3,075	3,693	4,232
当期純利益	(百万円) 3,556	2,145	2,659	3,054
1株当たり当期純利益	(円) 135.42	82.28	101.77	118.70
総資産	(百万円) 63,466	71,010	73,529	81,168
純資産	(百万円) 51,072	57,724	58,691	63,856
1株当たり純資産額	(円) 1,941.63	2,200.89	2,234.19	2,488.05

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

2. 当社は、第97期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
帝商株式会社	85	100	消防ホース・防災機器・防災車輛の販売、設計設備工事 ならびに繊維製品の製造販売
キンパイ商事株式会社	50	100	消防ホース・防災機器・防災車輛の販売、設計設備工事 ならびに繊維製品の製造販売
テイセン産業株式会社	123	100	重布、布帛、繊維製品の縫製加工販売
株式会社テイセンテクノ	30	100	防災車輛・機器の製造、保守

## (6) 主要な営業所および工場 (2025年12月31日現在)

### 当社

本社	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
鹿沼工場	栃木県鹿沼市府所本町197番地
下野工場	栃木県下野市下古山124番1号

### 子会社

帝商株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号
キンパイ商事株式会社	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
テイセン産業株式会社	東京都中央区日本橋小網町18番6号
株式会社テイセンテクノ	栃木県河内郡上三川町大字鞘堂2番1号

## (7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
362 (92) 名	18名増 (9名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191 (54) 名	14名増 (1名減)	40.9歳	11.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,584,400株 (自己株式1,420,952株を含む)
- (3) 株主数 11,862名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,685	10.26
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,487	5.68
株式会社みずほ銀行	1,295	4.95
明治安田生命保険相互会社	1,290	4.93
西松建設株式会社	1,000	3.82
損害保険ジャパン株式会社	927	3.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	916	3.50
ヒューリック株式会社	907	3.46
株式会社モリタホールディングス	790	3.01
東京建物株式会社	698	2.67

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式1,420,952株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
3. 持株比率は自己株式(1,420,952株)を控除して計算しております。なお、株式給付信託 (BBT) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式562,100株は、発行済株式の総数から控除する自己株式に含めておりません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 当事業年度末日における職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第1回新株予約権（株式報酬型）	第2回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2013年3月28日	2014年3月27日
新株予約権の数	95個	88個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 95,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	当社普通株式 88,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2013年4月13日から 2043年4月12日まで	2014年4月12日から 2044年4月11日まで
1株当たり払込金額	573円	1,060円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 27個	新株予約権の数 28個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 27,000株 保有者数 2人	目的となる株式の数 28,000株 保有者数 2人

	第3回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2015年3月26日	2016年3月30日
新株予約権の数	91個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 91,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2015年4月11日から 2045年4月10日まで	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
1株当たり払込金額	1,355円	1,146円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 29個	新株予約権の数 30個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 29,000株 保有者数 2人	目的となる株式の数 30,000株 保有者数 2人

第5回新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日	2017年3月30日
新株予約権の数	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2017年4月21日から 2047年4月20日まで
1株当たり払込金額	1,331円
1株当たり行使価額	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 30個
取締役	目的となる株式の数 30,000株
(社外取締役を除く)	保有者数 2人

(注) 監査役が保有する新株予約権はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	白岩 強	最高経営責任者 (CEO)
代表取締役 社長執行役員	榎谷 徹	最高執行責任者 (COO)
取締役 副社長執行役員	岡村 建	経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当
取締役 常務執行役員	中尾 徹	防災統括部送排水システムグループ部長
取締役	高木 裕康	東京丸の内法律事務所パートナー
取締役	深澤 正宏	安田不動産株式会社特別理事
取締役	成田 信子	
常勤監査役	山口 和良	
監査役	西脇 芳和	公益財団法人SOMPO美術財団専務理事 (兼) SOMPO美術館館長
監査役	木下 裕弘	ヒューリック株式会社執行役員人事部長

- (注) 1. 取締役高木裕康氏、深澤正宏氏および成田信子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西脇芳和氏および木下裕弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山口和良氏、西脇芳和氏および木下裕弘氏は、金融機関および企業経営にかかわる長年の経験から、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、取締役高木裕康氏、深澤正宏氏および成田信子氏、監査役西脇芳和氏および木下裕弘氏の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と各社外役員とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます (但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外)。保険料は全額当社が負担しております。
7. 監査役小林元氏は2025年3月28日開催の当社第99期定時株主総会終結の時をもって辞任しております。

## (2) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長が決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### 1. 基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託から構成するものといたします。なお、社外取締役に関しては、基本報酬のみの支給といたします。

### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、毎月支給する定例給与とし、各取締役の職責や役位に応じて支給しております。

### 3. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与につきましては、連結営業利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として、総支給額を決定し、各取締役の職責や役位に応じて、毎年一定の時期に支給いたします。業績連動型株式報酬制度である株式給付信託につきましては、取締役の報酬と会社業績及び株式価値との連動性をより明確にすることを目的として導入いたしました。連結営業利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として算出されたポイントを役位ごとに決定し、毎年一定の時期に付与します。取締役の退任時に、付与した累計ポイントに相当する自社株式及び金銭を支給いたします。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要と考えており、中期経営計画においても達成すべき目標として年度ごとに設定していることによるものです。

2025年度の連結営業利益額の水準と報酬は次のとおりであります。なお、連結営業利益額の実績は4,055百万円となりました。

連結営業利益額	報酬額 (千円)	株式給付信託調整率
20億円未満	—	0%
20億円以上～30億円未満	50,000	60%
30億円以上～40億円未満	70,000	80%
40億円以上～50億円未満	80,000	100%
50億円以上～60億円未満	110,000	120%
60億円以上	120,000	140%

(注) 連結営業利益額については、業績連動報酬控除前の数値であります。

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式給付信託から構成される業績連動報酬の割合は概ね50：50の水準といたします。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長執行役員（白岩 強）が、決定いたします。委任した理由は、それぞれの職責および貢献度、会社業績、過去の支給実績等を総合的に勘案して決定するには、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役会長執行役員（白岩強）が最も適していると判断したためです。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)			
		基本報酬	業績連動報酬	株式給付信託	計
取締役 (社外取締役)	7 (3)	199,800 (27,000)	79,980 (-)	116,267 (-)	396,047 (27,000)
監査役 (社外監査役)	4 (3)	29,400 (8,400)	-	-	29,400 (8,400)
合計 (社外役員)	11 (6)	229,200 (35,400)	79,980 (-)	116,267 (-)	425,447 (35,400)

- (注) 1. 上記には2025年3月28日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬枠は、2019年3月28日開催の第93期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。その後、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会において社外取締役の報酬を年額50百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名です。また別枠で、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入および取締役に付与される1事業年度当たりの上限ポイント数（株式数）を66,840ポイントとする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（社外取締役除く）です。
4. 監査役の報酬枠は、2017年3月30日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高木裕康氏は、東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役深澤正宏氏は、安田不動産株式会社の特別理事を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役西脇芳和氏は、公益財団法人SOMPO美術財団の専務理事およびSOMPO美術館館長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役木下裕弘氏は、ヒューリック株式会社の執行役員人事部長を兼務しております。同社は自己株式を控除した当社発行済株式の3.46%を保有しております。

### ② 社外役員の主な活動状況

	主な活動状況
取締役 高木裕康	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として報酬等の内容について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 深澤正宏	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として取締役の報酬等への答申を主導しております。
取締役 成田信子	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に検事および弁護士としての豊富な経験と幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 西脇芳和	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な企業経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 木下裕弘	2025年3月28日就任以降に開催された取締役会5回の全てに、また監査役会8回の全てに出席いたしました。主に経営者としての幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (千円)
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,900
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,900

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人から提出された監査内容、監査時間などの報酬見積りの算出根拠等について、前期の実績評価を踏まえて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>41,044,503</b>
現金及び預金	12,823,287
受取手形、売掛金及び契約資産	8,463,641
有価証券	4,998,770
商品及び製品	9,026,725
仕掛品	1,918,006
原材料及び貯蔵品	772,161
その他	3,041,910
<b>固定資産</b>	<b>50,299,385</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(11,944,656)</b>
建物及び構築物	6,590,980
機械装置及び運搬具	758,064
工具器具及び備品	347,041
土地	3,990,155
建設仮勘定	258,414
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(59,039)</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(38,295,689)</b>
投資有価証券	37,104,602
退職給付に係る資産	122,090
繰延税金資産	149,323
その他	919,672
<b>資産合計</b>	<b>91,343,888</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>6,485,174</b>
買掛金	3,905,138
1年内返済予定の長期借入金	44,000
未払法人税等	821,034
その他	1,715,001
<b>固定負債</b>	<b>12,470,115</b>
長期借入金	12,000
預り保証金	341,944
繰延税金負債	10,668,814
退職給付に係る負債	137,385
役員株式給付引当金	832,699
資産除去債務	76,483
長期未払金	78,650
その他	322,137
<b>負債合計</b>	<b>18,955,289</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>48,612,110</b>
資本金	1,689,882
資本剰余金	1,100,156
利益剰余金	48,411,105
自己株式	△2,589,034
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>23,617,732</b>
その他有価証券評価差額金	23,381,428
繰延ヘッジ損益	236,303
<b>新株予約権</b>	<b>158,756</b>
<b>純資産合計</b>	<b>72,388,598</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>91,343,888</b>

## 連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		33,639,887
売上原価		24,004,301
売上総利益		9,635,585
販売費及び一般管理費		5,580,111
営業利益		4,055,474
営業外収益		
受取利息	26,212	
受取配当金	1,190,443	
持分法による投資利益	485	
その他	47,357	
		1,264,498
営業外費用		
支払利息	4,079	
為替差損	5,283	
支払手数料	1,351	
その他	1,002	
		11,717
経常利益		5,308,255
特別利益		
固定資産売却益	579	
		579
特別損失		
固定資産処分損	3,268	
会員権処分損	172	
		3,441
税金等調整前当期純利益		5,305,394
法人税、住民税及び事業税		1,592,108
法人税等調整額		△28,885
当期純利益		3,742,171
親会社株主に帰属する当期純利益		3,742,171

## 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>31,184,331</b>
現金及び預金	6,913,426
受取手形	45,082
売掛金及び契約資産	5,705,323
有価証券	4,998,770
商品及び製品	8,663,112
仕掛品	1,243,461
原材料及び貯蔵品	457,070
前渡金	2,231,555
前払費用	63,204
その他の流動資産	863,324
<b>固定資産</b>	<b>49,984,550</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(11,619,189)</b>
建物	5,646,544
構築物	858,856
機械及び装置	488,363
車両運搬具	92,468
工具器具備品	331,607
土地	3,941,393
建設仮勘定	259,954
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(49,195)</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(38,316,166)</b>
投資有価証券	36,993,884
関係会社株式	352,785
前払年金費用	122,090
その他の投資	847,406
<b>資産合計</b>	<b>81,168,882</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>5,355,534</b>
買掛金	3,269,437
1年内返済予定の長期借入金	44,000
未払金	534,122
未払費用	65,307
未払法人税等	620,725
前受金	225,860
預り金	108,077
その他の流動負債	488,003
<b>固定負債</b>	<b>11,957,140</b>
長期借入金	12,000
預り保証金	324,885
繰延税金負債	10,660,691
役員株式給付引当金	832,699
資産除去債務	28,100
長期未払金	78,650
その他の固定負債	20,113
<b>負債合計</b>	<b>17,312,675</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>40,079,018</b>
資本金	1,689,882
資本剰余金	1,100,156
資本準備金	1,062,462
その他資本剰余金	37,694
利益剰余金	39,878,013
利益準備金	180,000
その他利益剰余金	39,698,013
配当引当積立金	120,000
圧縮記帳積立金	139,975
別途積立金	4,830,000
繰越利益剰余金	34,608,037
自己株式	△2,589,034
<b>評価・換算差額等</b>	<b>23,618,432</b>
その他有価証券評価差額金	23,382,128
繰延ヘッジ損益	236,303
<b>新株予約権</b>	<b>158,756</b>
<b>純資産合計</b>	<b>63,856,206</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>81,168,882</b>

## 損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		26,428,761
売上原価		19,265,413
売上総利益		7,163,348
販売費及び一般管理費		4,238,348
営業利益		2,924,999
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,278,222	
その他	40,626	1,318,848
営業外費用		
支払利息	4,058	
為替差損	5,283	
支払手数料	1,351	
その他	276	10,970
経常利益		4,232,877
特別利益		
固定資産売却益	579	579
特別損失		
固定資産処分損	3,268	
会員権処分損	172	3,441
税引前当期純利益		4,230,016
法人税、住民税及び事業税		1,210,052
法人税等調整額		△34,988
当期純利益		3,054,952

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

帝国繊維株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 三宅 孝典  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 檜崎 律子

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

帝国繊維株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 三宅 孝典  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 檜崎 律子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

帝国繊維株式会社 監査役会

常勤監査役 山口和良 ㊟

社外監査役 西脇芳和 ㊟

社外監査役 木下裕弘 ㊟

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
日本橋高島屋三井ビルディング9階  
**日本橋ホール**  
電話 03-6281-9493

### 最寄駅

JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分  
東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 直結



### ご注意

※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。